

令和7年2月から健康保険適用除外制度の受付を開始 します

この制度は、すでに当組合で建設国保に加入している組合員の皆様が、
会社を法人化したり、個人事業所の従業員が5人以上になった場合等に、所定の手続きを行うこ
とで建設国保に継続して加入することができる制度です。

これまで当組合は、この制度を導入していませんでしたが、被用者保険の適用拡大に関する国の
動向等を考慮して、令和7年2月から導入することになりました。

建設国保の主なメリット

- 収入に関係なく保険料が一定で、稼ぐ人ほどお得
- 保険料の事業主負担がない
- 金銭と労務の両面で、事業所の負担軽減

制度の利用方法等の詳細は、順次お知らせいたします。
ご不明な点等ございましたら、当組合へお問い合わせください。

※制度導入前に会社を法人化したり、個人事業所の従業員が5人以上になった場合は、健康保険の
資格を喪失することになります。

法人事業所及び常時5人以上の従業員がいる個人事業所の従業員は、健康保険と厚生年金に加入
しなければなりません。健康保険適用除外制度を利用して建設国保に継続加入する場合、医療保険
は建設国保になりますが、年金は厚生年金になります。